

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2 - 1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2表第1 (工事費) 2 - 1 第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能 (2 - 1 - 1 - 1 第3欄に限り。) については、2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1 に掲げる料金額に2 - 1 - 1 - 2 第1欄ア欄、イ(ア)欄又はウ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～ネ (略)

2 料金額
2 - 1 端末回線伝送機能
2 - 1 - 1 基本額
2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5欄で接続す	端末回線により伝送を行う機能 ウ 1 芯式のもの	ア～イ (略)	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに 第6欄ア(ア) C欄に規定する料金額

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2 - 1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2表第1 (工事費) 2 - 1 第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能 (2 - 1 - 1 - 1 第3欄に限り。) については、2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1 に掲げる料金額に2 - 1 - 1 - 2 第1欄ア欄又はイ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～ネ (略)

2 料金額
2 - 1 端末回線伝送機能
2 - 1 - 1 基本額
2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5欄で接続す	端末回線により伝送を行う機能 ウ 1 芯式のもの	ア～イ (略)	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
			平成31年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額

る場 合)		(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) A欄に規 定する料金 額
			平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) B欄に規 定する料金 額
			平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) C欄に規 定する料金 額
		(ウ) (ア)(イ) 以外のもの	平成29年4月1日から平成 30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) A欄に規 定する料金 額
			平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) B欄に規 定する料金 額
			平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) C欄に規 定する料金 額
	エ 2 芯 式 の も の	(ア) 保守の区 別がタイプ 1-1のもの の	平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,518円
			平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,252円
			平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	4,550円
		(イ) 保守の区 別がタイプ 1-2のもの の	平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,518円
平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金			1回線 ごとに	5,252円	
平成31年4月1日以降に適 用する料金			1回線 ごとに	4,550円	
(ウ) (ア)(イ)以 外のもの		平成29年4月1日から平 成30年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,684円	

る場 合)		(イ) 保守の 区別がタイ プ1-2の もの	平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) A欄に規 定する料金 額
			平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) B欄に規 定する料金 額
		(ウ) (ア)(イ) 以外のもの	平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) A欄に規 定する料金 額
			平成31年4月1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(ア) B欄に規 定する料金 額
	エ 2 芯 式 の も の	(ア) ~ (イ) 削除		—	—
		(ウ) (ア)(イ)以 外のもの	平成30年4月1日から平成 31年3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	5,414円

				— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,410円	
				— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	5,512円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	5,512円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

				— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	5,413円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	5,413円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,628円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

場合)	帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円
			B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
		以外のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,842円
			B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,705円
			C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円
			B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円

場合)	帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,628円
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
	B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの		A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに

				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,759円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		以外のもの		A 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,842円	
				B 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,705円	
				C 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,490円	
				平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,367円	—

				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,628円	
					B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
		以外のもの		A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,707円	
					B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,324円	
							—

			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,035円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	— 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,490円	
			— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,367円	
			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,035円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	— 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,560円	
			— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,433円	
			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,091円	
(7)(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 (第5条)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを	ア 保守の区 別がタ	(ア) 平成29 年4月1 日から平	1回線 ごとに	2,146円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。

			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,991円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,324円	
			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,991円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,389円	
			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,046円	
(7)(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 (第5条)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを	ア 保守の区 別がタ	(ア) 平成30 年4月1 日から平	1回線 ごとに	2,020円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。

(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	イプ1-1のもの	成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				(ウ)平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		イ保守の区別がタイプ1-2のもの	(ア)平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,146円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	イプ1-1のもの	成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ)平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				(ウ)平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に、311円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる311円のうち、304円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		イ保守の区別がタイプ1-2のもの	(ア)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

		の		1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			(イ) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			(ウ) <u>平成31年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		ウ ア イ 以 外 の もの			(7) <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2,207円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
						1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

		の		1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			(イ) <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			(ウ) <u>平成32年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、311円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる311円のうち、304円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		ウ ア イ 以 外 の もの			(7) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2,076円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
						1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ) 欄に規定する料金額に、596円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる596円のうち、584円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ) 欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) <u>平成31年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ) 欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サ	ア(略)	(略)	(略)	(略)

			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ) 欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ) 欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) <u>平成32年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、320円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる320円のうち、313円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サ	ア(略)	(略)	(略)	(略)

ービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
			平成31年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
		(イ) 2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	194円	
	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	192円			
	平成31年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)			
	ウ 2芯式のもの	(ア) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	388円		
		(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	384円		
		(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	366円		
	(2) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算	ア 光信号分岐端末	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円
保守の区別がタイプ1 - 2のもの				1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円	

ービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額		
			平成31年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額		
			(イ) 2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	193円	
		平成31年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)			
	ウ 削除							
	(2) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算	ア 光信号分岐端末	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	443円	102円	
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	443円	102円	

料	回線に係る加算料			以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	434円	101円	
		(イ)当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	428円	98円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	428円	98円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	441円	101円		
			A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	421円	98円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	434円	101円		
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,490円			
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,367円			

料	回線に係る加算料			以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	456円	105円	
		(イ)当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	449円	102円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	449円	102円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	462円	105円		
			A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	443円	102円		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	443円	102円		
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	456円	105円		
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,324円			

			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,035円	
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		— 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,490円		
		— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,367円		
		— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,035円		
(ウ) (ア)(イ)以外のもの		— 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,560円		
		— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,433円		
		— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,091円		

			— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,991円	
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,324円		
		— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,991円		
(ウ) (ア)(イ)以外のもの		— 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,389円		
		— 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,046円		

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(ア) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,146円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(ア) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、311円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる311円のうち、304円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、311円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる311円のうち、304円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守 の区 別が タイ プ1 - 2 の もの	(ア) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,146円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
		1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 580円のうち、568円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
	(イ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額に、513円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 513円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額に、351円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 351円のうち、344円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

イ 保守 の区 別が タイ プ1 - 2 の もの	(ア) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
		1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額に、513円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 513円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
	(イ) 平成 31年4 月1日 から平 成32年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄 に規定する料金 額に、351円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 351円のうち、344円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	平成32年4月1 日以降に適用す る2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(イ) 欄に規定する料 金額に、311円を 加算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にか かわらず左欄に掲げる 311円のうち、304円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	ウ アイ 以外の もの	(ア) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,207円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額に、596円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 596円のうち、584円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(イ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 31年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額に、361円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 361円のうち、353円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	ウ アイ 以外の もの	(ア) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,076円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(イ) 平成 31年4 月1日 から平 成32年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第2欄イ(ウ) 欄 に規定する料金 額に、361円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 361円のうち、353円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 32年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	平成32年4月1 日以降に適用す る2 - 1 - 1 - 2第2欄イ(ウ) 欄に規定する料 金額に、320円を 加算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 320円のうち、313円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.07%の割合で計算し、複利計算を行うもの)とします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)~(3)(略)	(略)

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.17%の割合で計算し、複利計算を行うもの)とします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)~(3)(略)	(略)

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号）

（実施時期）

1 （略）

（端末回線伝送機能に係る経過措置）

2 （略）

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5 - 2 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	10,964円
	6 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	16,574円	
	9 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	18,614円	
	12Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	20,824円	
	15Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	22,864円	
	18Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	25,074円	
	21Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	27,114円	
	24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	29,324円	
	27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	31,364円	
	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	33,574円	
	33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	35,614円	
	36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	37,824円	
39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	40,034円		
42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	42,074円		

月額

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号）

（実施時期）

1 （略）

（端末回線伝送機能に係る経過措置）

2 （略）

区分		単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5 - 2 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	21,418 円
	6 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	34,552 円	
	9 Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	40,124 円	
	12Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	45,298 円	
	15Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	50,870 円	
	18Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	56,044 円	
	21Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	61,616 円	
	24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	66,790 円	
	27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	72,362 円	
	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	77,536 円	
	33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	83,108 円	
	36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	88,282 円	
39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	93,854 円		
42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	99,028 円		

月額

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額、別表 4 の違約金の額、附則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号）の料金額及び第 2 項の料金額については、平成 30 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（端末回線伝送機能の経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2 - 1 - 1 - 1 第 3 欄工欄(ア)欄及び(イ)欄並びに 2 - 1 - 1 - 2 第 1 欄ウ欄に係るものに限ります。）に係る提供条件についてはなお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

区分		単位	料金額	備考

月額

<u>端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)</u>	<u>端末回線により伝送を行う機能</u>	2芯式のもの	<u>ア 保守の区別がタイプ1-1のもの</u>	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,256円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,550円	
			<u>イ 保守の区別がタイプ1-2のもの</u>	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,256円	
				平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,550円	

イ 加算料

				月額	
区 分			単 位	料金額	備考
<u>専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料</u>	2芯式のもの	<u>ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	386円	
		<u>イ 平成31年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	366円	